日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 04 15

No.12-033

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

原告団からの報告

早期全面解決！

早期職場復帰！

安全で明るいJALを！

原告団は 4 月 11 日

東京高裁へ控訴

JAL不当解雇撤回裁判原告団より、OB乗員有志の会への報告及び皆様からの支援にたいするお礼が、4 月 12 日に届きました。以下に紹介させていただきます。

OB乗員有志の会　御中

　私たちJAL不当解雇撤回裁判闘争に対する「OB乗員有志の会」の皆様の日頃のご支援に感謝申し上げます。
2011年1月19日に提訴してから1年2ケ月余の審理を経て、3月29日には東京地裁民事36部が、30日には民事11部が、原告148名の地位確認について原告側請求を棄却する不当判決を言い渡しました。判決当日には傍聴や報告集会に多数のOB乗員の皆様にご参加いただくと同時に、多大なるご支援を頂戴し、原告団

一同、感謝の念に堪えません。

異例の速さで進行した審理の中で、私たち148名の原告団は14名の弁護団と共に、整理解雇の4要件(①人員削減の必要性、②解雇回避努力義務の履行、③人選基準の合理性、④手続きの妥当性)を充足しない不当な解雇であったことの立証に全力をあげ、取り組んできました。裁判を通して、大晦日に強行された「整理解雇」が、いかに人間の尊厳を否定し働く者の権利を奪い、不当かつ横暴極まりない解雇であったかを明らかにしました。また、被告側証人として採用された稲盛会長(当時)が自ら法廷に立つことになり、経営トップの証言によって必要性のない解雇が行われたことも明白となりました。しかし、両判決は、法廷での証言を正当に評価せず、被告の主張丸のみの不当判決となっています。原告団と弁護団で、3月31日に判決内容の分析会議を行い、4月1日には原告団集会を開催し、今後の方針を確認し、そして4月11日、乗員71名、客室乗務員71名、合計142名が東京高等裁判所に控訴手続きを行いました。

私たち原告団は、不当判決に屈することなく控訴審で、勝利判決を勝ち取るまで闘う所存です。不当判決を跳ね返し、労働者の闘いによって確立した4要件を守り、航空の安全を守る闘いを更に広げ、国内・国際の連帯を強めていくためにも、引き続き「OB乗員有志の会」の皆様のより一層のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2012年4月12日　　JAL不当解雇撤回裁判原告団　乗員団長　山口宏弥
客乗団長　内田妙子

2012 年度（2 年目）もカンパは継続

OB乗員の皆さん

積極的な参加を御願い致します